

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令案要綱

第一 主要幹線鉄道及び都市鉄道の定義における大都市の範囲

1 主要幹線鉄道の定義における政令で定める大都市は、東京都、大阪市及び名古屋市とすること。

(第一条関係)

2 都市鉄道の定義における政令で定める大都市は、札幌市、福岡市、広島市及び仙台市とすること。

(第二条関係)

第二 鉄道施設の大規模な改良の範囲

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行う鉄道施設又は軌道施設の大規模な改良は、本線路が複線である鉄道又は軌道を本線路が四線である鉄道又は軌道とするための改良等とすること。

(第三条関係)

第三 機構が交付する給付金

機構が国から交付を受け、これを財源として交付する給付金は、譲渡線建設費等利子補給金とすること。

(第四条関係)

第四 鉄道施設の貸付け及び譲渡の基準

1 機構が行う鉄道施設等の貸付け及び譲渡の対象となる施設及びその区間を定めること。

(第五条関係)

2 機構が行う鉄道施設等の貸付け及び譲渡に係る貸付料及び譲渡価格を定めること。

(第六条から第八条まで関係)

第五 特定債権の繰入れの範囲等

新幹線鉄道施設の建設資金に係る繰入れは、毎事業年度、一から三までの額の合計額から四から六までの合計額を減じて得た額の範囲内において行うこととする等とすること。
(第九条関係)

一 特定債権に基づく毎事業年度の支払額

二 新幹線鉄道施設の建設資金について剰余金を生じた場合の繰戻額

三 鉄道施設の建設資金に係る繰戻金、無利子貸付金の償還金及び無利子寄託金の返還金

四 管理費、租税及び債券発行費の合計額

五 運輸施設整備事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団が承継し、さらに、独立行

政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下「法」という。）附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還等を元利均等半年賦支払の方法により行うものとした場合における当該事業年度の償還額等の支払額

六 イ又はロのいずれが多い額

イ 運輸施設整備事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法附則第四条第二項に規定する鉄道整備基金が承継した債務の償還等を元利均等半年賦支払の方法により行うものとした場合における当該事業年度の償還額等及び三の額の合計額

ロ 法附則第三条第十三項の規定により繰り入れた額

第六 新幹線鉄道施設の建設資金に係る剰余金の算定方法

新幹線鉄道施設の建設資金に係る剰余金は、一の額から二及び三の額の合計額を減ずることによりその額を算定するものとする。

（第十条関係）

一 新幹線鉄道施設の貸付料の額から管理費等の額を減じて得た額

二 新幹線鉄道施設の建設事業に要する費用の額

三 当該建設事業に係る借入れに係る債務の償還等の支払に要する費用の額

第七 鉄道施設の建設資金に係る繰戻し

鉄道施設の建設資金に係る繰戻しは、繰入日から十年六月を経過する日及びその日から六月を経過する日ごとに、繰入額の百分の五に相当する金額を繰り入れる方法とすること。
(第十一条関係)

第八 毎事業年度において国庫に納付すべき額及び国庫納付金の納付

毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法、積立金の処分につき当たり残余の額を積立金として整理するための承認の手續、国庫納付金の納付の手續等について定めること。
(第十二条から第十七条まで関係)

第九 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の発行の方法等

鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券について、その形式は無記名利札付きとすること、発行は募集の方法によること、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券申込証には鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の名称、総額、利率等を記載しなければならないこと等を定めること。

(第十八条から第二十七条まで関係)

第十 他の法令の準用

機構を国の行政機関とみなして準用する法令の規定は、不動産登記法第二十五条第一項等とすること。

(第二十八条及び第二十九条関係)

第十一 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構に転出した国家公務員共済組合の組合員に係る継続長期組合員制度の特例に関する事項を定めるところ。

(第三十条関係)

第十二 附則

1 この政令の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

2 機構が承継する資産の価額の評価に関し必要な事項を定めること。

(附則第二条関係)

3 日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団が解散した場合における解散の登記について定めること。

(附則第三条関係)

4 国が承継する資産の範囲等について定めること。

(附則第四条関係)

5 運輸施設整備事業団が日本鉄道建設公団に貸し付けた無利子貸付資金に係る繰入れの期限及び当該期

限ごとの金額を定めること。

(附則第五条関係)

6 法附則第三条第十三項の規定による繰入れは、各事業年度の半期ごとに行うものとし、当該繰入金の繰入期限は、九月三十日又は三月三十一日とすること等とすること。

(附則第六条関係)

7 本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付料の額は、当該事業年度の当該鉄道施設に係る管理費等の額を基準として定めることとすること。

(附則第七条関係)

8 国の無利子貸付けについて、その償還期間、償還方法、償還期限の繰上げ等について定めること。

(附則第八条関係)

9 機構の無利子貸付け業務の対象となる鉄道施設の大規模な改良は、本線路が複線である鉄道を本線路が四線である鉄道とするための改良等とすること。

(附則第九条関係)

10 機構の無利子貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とすること等とすること。

(附則第十条関係)

11 その他法の施行に関して必要な経過措置について定めること。

(附則第十一条から第十五条まで関係)

12 日本鉄道建設公団法施行令、運輸施設整備事業団法等を廃止するとともに必要な経過措置について定めること。
(附則第十六条から第十八条まで関係)

13 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令(平成十年政令第三百三十五号)その他の関係政令の規定の整備を行うこと。
(附則第十九条から第四十八条まで関係)